

令和2年4月15日

鍼灸施術における新型コロナウイルス感染の拡大防止のための注意点

(公社) 全日本鍼灸学会
学術研究部 安全性委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象地域および感染症患者が増加傾向にある地域で、鍼灸施術を行う際の注意点を以下にまとめました。なお、一般的な感染防止対策の内容に関しましては、本学会のホームページの**鍼灸安全対策ガイドライン2020年度版**を参考にさせていただきようお願い致します。

本指針は、学会員に対して施術の際の行動を強制するものではなく、また、施術の安全を保証するものでもありません。あくまでも感染リスクを低減するための方策を提案するものであり、施術そのものを行うべきか否かの最終判断ならびにどこまで感染防止対策を実施するかについては、施術者が置かれている状況や環境を考慮した上で、個別にかつ適切に判断していただくようお願い致します。

1. 施術者は毎日施術前に体温を測定し、発熱している場合や感冒症状（咳、鼻水など）がみられる場合は施術しない。
2. 施術室および待合室に多くの患者が同一時間帯に滞在することのないよう予約などで患者が分散するよう配慮する。また、有事の際にクラスター対策に協力できるよう患者の連絡先や施術日時を正確に記録しておく。
3. 施術室および待合室は、窓やドアを開ける、換気扇を作動させるなどして可能な限り換気をおこなう。
4. 患者に対して施術前に体温測定と感冒症状の有無を確認しカルテに記載する。発熱している場合や感冒症状がみられる場合は施術をおこなわない。なお、患者に使用した体温計（非接触型は除く）はその都度清拭消毒をおこなう。

5. 新型コロナウイルス感染症では無症状患者が存在することを考慮し、問診も含めた施術に際しては施術者・患者の双方がマスクを着用する。この際のマスクは布マスクでも構わない。
6. 施術者は、施術の前後に必ず手指衛生（手洗いまたは手指消毒）を実施する。また、可能であれば、施術時は医療用手袋を着用することが望ましい。医療用手袋は単回使用とし患者毎に交換・廃棄する。手袋を外した後も必ず手指衛生を実施する。
7. 患者に使用したタオルやリネン類は、患者毎に交換・洗濯をおこなう。
8. 施術後毎に、患者が触れたと思われる環境表面（ドアノブ、手すり、トイレなど）の清拭消毒をおこなう。また、患者が使用（接触）した枕、胸当て、施術ベッド、物療機器についても、同様に清拭消毒または洗浄をおこなう。
9. 初診患者に対しては基礎疾患の有無、渡航歴を確認する。なお、継続患者であっても心疾患、呼吸器疾患、糖尿病を有している場合は施術の必要性を十分検討し、必要な場合は医師（かかりつけ医）と連携を図りつつ実施する。
10. 医療施設内で施術を行っている場合は、その施設の方針に従う。

以上